

第13期東京都生涯学習審議会 第1回全体会

次 第

令和7年1月23日（木曜日）午後2時から午後4時まで
（会場：都庁第一本庁舎33階 特別会議室N1）

- 1 開会
- 2 東京都教育庁からの挨拶
- 3 委員紹介
- 4 説明事項：東京都生涯学習審議会の概要について
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 議事
 - （1）第13期審議会における審議事項について
 - （2）補助金部会の設置について
- 7 今後の予定
- 8 閉会

【配布資料】

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 資料 | 第13期東京都生涯学習審議会第1回全体会 審議資料 |
| 参考資料1 | 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抄） |
| 参考資料2 | 東京都生涯学習審議会条例 |
| 参考資料3 | 東京都生涯学習審議会による過去の答申・建議一覧 |
| 参考資料4 | 補助金部会の設置について |

第 1 3 期東京都生涯学習審議会委員

(任期：令和 7 年 1 月 2 3 日から令和 9 年 1 月 2 2 日まで)

氏 名	所 属
アオヤマ テツベイ 青 山 鉄 兵	文教大学人間科学部准教授
アサクラ ミユキ 朝 倉 美由紀	明星大学教育学部特任教授
イマ イ ユウスケ 今 井 悠 介	公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン代表理事
クラモチ ノブエ 倉 持 伸 江	東京学芸大学教育学部准教授
ササ イ ヒロミ 笹 井 宏 益	玉川大学学術研究所高等教育開発センター特任教授
シナ タ コトミ 塩 田 琴 美	株式会社CMU Holdings CEO/一般社団法人こみゅステージ代表理事
シシダ マナミ 志々田 まなみ	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官
タ ナカ マサヒロ 田 中 真 宏	特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所代表理事
フジ ムラ タクミ 藤 村 琢 己	一般社団法人Fora代表理事

第13期東京都生涯学習審議会 第1回全体会 審議資料

令和7年1月23日

4 説明事項

東京都生涯学習審議会の 概要について

東京都生涯学習審議会の役割

【法的根拠】

○生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

第10条第1項

- ・都道府県に、都道府県生涯学習審議会を置くことができる

○東京都生涯学習審議会条例(平成4年3月31日)

(設置)第1条

- ・東京における生涯学習の振興に関し、長期的な展望に立って、広い視野から検討

(所掌事項)第2条

- 1 教育委員会又は知事の諮問による都民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議
- 2 1に規定する事項に関し必要と認める事項を教育委員会又は知事に建議することができる
- 3 社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する事項の調査審議

行政が振興する「生涯学習」とは

【教育基本法】

第1章 教育の目的及び理念

(生涯学習の理念)第3条

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」

第2章 教育の実施に関する基本

(社会教育)第12条

「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行なわれる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)第13条

「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」

国における「生涯学習」の捉え方の変遷

- 昭和63・7 **文部省「社会教育局」を「生涯学習局」に改組**
- 平成2・6 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律制定（通称：生涯学習振興法）
- 平成18・12 **教育基本法改正**
生涯学習の理念（第3条）、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）等を新設
- 平成20・6 **社会教育法改正**
教育基本法改正を踏まえ、社会教育行政の任務として、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進等について規定追加
- 平成27・12 **中央教育審議会答申**
「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と推進方策について」
- 平成29・3 **社会教育法改正**
「地域学校協働活動」を教育委員会の事務に
- 平成30・10 **文科省「生涯学習政策局」を「総合教育政策局」に改組**
- 令和6・6 **第12期中央教育審議会生涯学習分科会議論の整理**
～全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開：リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活用のあり方～

生涯学習の理念に基づく
総合的な施策の展開

学校・地域の連携から
「地域学校協働」へ

学校教育と社会教育を通じた総合的かつ
客観的根拠に基づく教育政策の推進

総合教育施策としての生涯学習
（学校教育と社会教育の連携）

5 会長・副会長の選出

東京都生涯学習審議会条例

第6条第1項「審議会に会長及び副会長を置く。」

第6条第2項「会長、副会長は、委員が互選する。」

6 議事

(1) 第13期審議会における審議事項について

第13期生涯審における審議事項(案)

「これからの東京の地域教育の在り方について」

- 共生社会の実現に向けた多様な主体との連携協働
- 地域と学校の連携協働

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（概要）

～全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～

はじめに

第11期分科会までの議論を基に、第4期教育振興基本計画（令和5年閣議決定）を踏まえ、
「生涯学び続ける社会の実現及びすべての人のウェルビーイングを目指したリカレント教育」
「すべての人のウェルビーイングにつながる地域コミュニティを支える社会教育人材のあり方」についてとりまとめ。

生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性

＜生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿＞

人生100年時代に、経済的豊かさのみならず精神的な豊かさから幸福や生きがいを感じる「ウェルビーイング」を目指し、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会

＜デジタル社会への対応＞

デジタル化の恩恵を享受し、誰一人取り残されない社会の実現、デジタルデバイドの解消

＜社会的包摂への対応＞

社会的に制約のある方々の学習ニーズの把握、学びを提供する役割も担い、地域や社会へも貢献

＜生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方＞

社会教育の連携分野や担い手が多様化する中、社会教育行政が人々の学習活動の支援を通じて地域コミュニティの基盤を支えるうえで、社会教育人材には大きな役割が期待

＜生涯学習を進める上で、各学校教育段階で目指すべきもの＞

【初等中等教育】 学ぶ楽しさを味わいつつ、自らの学びに主体的に取り組む力、最適な学習方法を選択する自己調整力を育む

【高等教育】 自ら課題を設定し、その解決を発見できる自律性を伸ばし、学びを活かして社会を牽引できる人材を育成

【リカレント教育】 職業経験から導かれた問題意識や仮説を自らの意思で学び、成果を社会に還元するための仕事と学びの好循環

今期重点的に議論した事項

1. 社会人のリカレント教育

企業 未来に向けた新たな価値を創造する人的成長投資を行い、キャリアと事業のマッチングを実施。高等教育機関等外部機関との協力の下、生涯を通じた学習及び成長の機会を提供する。また、社員の学び直しの成果に対し、より一層高い評価と処遇で対応

社会人 新しい分野に挑戦する越境経験や、年齢に応じたキャリアプランの設計、主体的にキャリアを形成・選択することが必要。学びそれ自体は目的ではなく手段であり、自らの成長を実感する精神的な豊かさから、幸福や生きがいにつなげることが必要

高等教育機関 企業ニーズをとらえた魅力的な教育プログラムの開発、社会人が学びやすい教育環境、企業において適切に評価される「学びと成長のエコシステム」を構築が急務

地域社会の知の基盤として、地方公共団体や地元企業などとの連携を強め、地方創生の拠点、学習者同士のコミュニティを創出が必要

今期重点的に議論した事項

放送大学 社会人が学び直すための壁となる「時間」や「場所」の課題に対応、様々な困難な状況にある若年者層への高等教育のセーフティネットや、誰もが遠隔で質の高い高等教育にアクセスできる高等教育機会の実現が必要

専門学校 専門職業人材を対象とした受講者のスキルをアップデートするリカレント教育プログラムの開発、専門学校における高等教育機関としての位置づけの明確化等の制度整備を受け、学修継続の機会確保、社会的評価の向上への対応が必要

学習歴のデジタル化 スキルの可視化や人材流動性向上等のため、NQFの検討や学校段階での修了証明のデジタル化などの取組が有効

2. 障害者の生涯学習

多様な主体が連携し、人生のあらゆる段階における多様な学びづくり、特に、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へ移行する段階で困難に直面することが多いため、学校段階から生涯学習への意欲の向上、社会教育その他、様々な学習機会に関する情報提供が必要

大学での履修証明プログラムを活用した学び、公民館・図書館・博物館、放送大学等、多様な主体が連携したライフワイドの視点での生涯学習機会の提供が必要

3. 外国人の日本語の学習

我が国に在留する外国人が急激に増加しており、地域社会の国際化が進む中で、共生社会を構築し、地域社会のコミュニティをより緊密で強固なものとするため、日本語学習・文化理解とともに多文化共生の考え方を育むこと等は重要

日本語教育機関認定制度の着実な実施により、外国人に対する日本語教育の環境整備に取り組む

4. 社会教育人材

社会教育の裾野の拡大を踏まえ、学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図るため、社会教育人材の養成、活躍促進に係る以下の方策等に取り組む。

- ・社会教育主事講習の受講ニーズの増加を踏まえた講習の定員拡大
- ・多様で特色ある受講形態の促進（オンライン化やオンデマンド化等）
- ・地方公共団体における社会教育主事の配置促進（好事例等の周知、講習の開講促進・定員増加等）
- ・社会教育人材のネットワーク化 等に取り組む

今後の展望

- ・社会教育を必要とする社会情勢は、社会教育法が制定された昭和24年から大きく様変わり。
- ・社会教育の新たな在り方を展望し、社会教育が果たすべき役割、若者を含めた担い手である人材の養成やその活躍の在り方、国としての推進方策等についてさらなる検討が進むことを期待。

東京都の政策における審議事項(案)の位置づけ

計画等 審議事項	「未来の東京」戦略 2024	東京都教育ビジョン (第5次)	東京都の地域教育 プラットフォーム 【生涯学習の事業基盤】 地域教育推進ネットワーク 東京都協議会 インクルーシブな学び 東京コンソーシアム
共生社会の 実現に向け た多様な主 体との連携 協働	互いに認め合い、 支え合う多様性に 富んだ社会の実現 スライド16頁	教育のインクルー ジョンの推進 スライド21頁	
地域と学校 の連携協働	人や地域のつながり を強化し、 Communityを活性化 スライド17頁	社会全体の力を 生かした「学び」 スライド19頁 家庭、地域・社会 と学校とが 連携協働する 教育活動の推進 スライド21頁	スライド22頁 スライド23頁



これからの東京の地域教育の在り方について

一人ひとりと生きるまち。



令和6(2024)年1月

< 戦略を展開するスタンス >

- ・「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」の実現
- ・課題の根源まで踏み込んだ「構造改革」を強力に推進

< 4つの基本戦略 >

- ①バックキャストの視点で将来を展望する
- ②民間企業等、多様な主体と協働して政策を推し進める
- ③デジタルトランスフォーメーション（DX）でスマート東京を実現
- ④時代や状況の変化に弾力的に対応「アジャイル」

「成長」と「成熟」が両立した
未来の東京

「未来の東京」戦略

～渋沢・後藤の精神を受け継ぎ、
新たな地平を切り拓く～（令和3年3月）

「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」の実現と課題の根源まで踏み込んだ「構造改革」を基本スタンスとし、目指す2040年代の、東京の姿である「ビジョン」を掲げ、その実現に向けた「戦略」と「推進プロジェクト」を提示



戦略本体

政策の
バージョンアップ



我が国が先送りしてきた課題に挑み、
東京のポテンシャルを最大限活かすこと
で、持続可能な未来への歩みを加速



「未来の東京」戦略 version up 2023（令和5年1月）

これまでの常識が通用しないグローバルな課題の発生や急速な
少子化の進行など、これらに先手先手に対応

「未来の東京」戦略 version up 2022（令和4年2月）

東京2020大会と新型コロナとの間いの中で生じた様々な変化変革を
踏まえ、政策をバージョンアップ

「人」が輝く 未来を切り拓く「人」を育み、誰もが輝く真の成熟社会を実現

都を取り巻く状況

- ✓ 出生数は戦後最低を更新
少子化からの反転はラストチャンス
- ✓ 性別、年齢などに関わらず
多様な生き方や価値観を尊重
できる制度構築や意識改革の遅れ
- ✓ 国際化や産業構造の変化に対応
する人材育成は急務
- ✓ 団塊世代が後期高齢者となる
2025年問題は目前
- ✓ 将来にわたり豊かな教育が受けられ
る環境整備の確保
- ✓ 孤独・孤立、ヤングケアラーなど
子供・若者の社会課題が顕在化

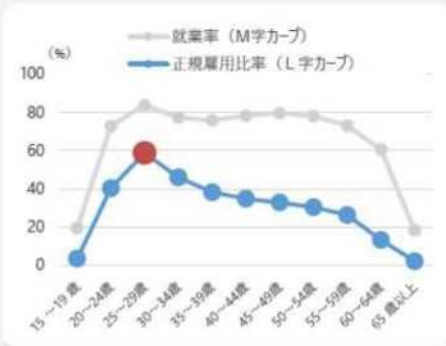
東京都の出生数推移

都の出生数は2015年をピークに7年連続減少、
2022年には戦後最低を更新



女性の年齢階級別正規雇用比率

女性の正規雇用比率は、25～29歳をピークに低下
(L字カーブ)



(出典) 総務省「労働力調査(基本集計)」(2022年)を基に作成

介護業界の有効求人倍率の推移

介護関連職種の求人倍率は著しく高く、特に都内のニーズは顕著



「未来の東京」の実現に求められるもの

- 3C (Children・Chōju・Community) を核に、誰もが希望を持って、いきいきと自己実現できる社会を創る
- 希望に応じ結婚・妊娠・出産・子育て支援をシームレスに展開。子供一人ひとりに寄り添ったチルドレンファーストの社会へ
- 高齢者が“自分らしく活躍”“不安なく生活”でき、Well-beingを高めるアクティブなChōju社会を実現する施策の充実
- 新たな時代に対応すべく、女性や子供・若者、学び直しなど「人」への投資を進め、世界を舞台に輝く人材を育成
- 多様性と包摂性に富み、誰一人取り残さない真の共生社会を実現し、誰もが個性を活かし活躍できる

■ 強化の方向性 ■

チルドレンファーストの社会

Children

ライフステージに応じてシームレスに支援

A I マッチング、卵子凍結、出産・子育て応援事業、018サポート

子育て世帯の経済的負担を大胆に軽減

高等学校等授業料の実質無償化、学校給食費の負担軽減

「小1の壁」を解消

学童クラブの支援強化、「孤育」防止の伴走支援

自分らしく育児と仕事を両立

男性育業の推進、柔軟な働き方、企業へのライフステージ支援

子供一人ひとりに寄り添ったきめ細かな政策

とうきょうすくわくプログラム、フリースクール、遊び場の整備

アクティブなChōju社会を実現

Chōju

社会・地域などで、いつまでも活躍できる

「プラチナ・キャリアセンター」創設、シニアスポーツの振興

快適な住まいに住み続けられる・安心して出かけられる

「高齢者いきいき住宅」(仮称)認定制度、地域公共交通の充実

身近な場所での健康づくり

健康ポイントを付与する区市町村との連携

必要な介護を受けられる

介護人材確保・定着のための大胆な処遇改善

認知症と共生する社会

検診事業の対象者の拡充、治療法開発への支援

世界を舞台に輝く人材を創出

女性のキャリア形成と社会のマインドチェンジ

「年収の壁」解消に挑む企業支援、男性の家事・育児参画促進

希望に応じた働き方の実現・生涯活躍を後押し

週休三日・フレックス・子育て支援など働き方改革、リスキリング

英語力の向上などグローバル人材を育成

国際交流プログラム新設、英語でインターンシップ、都立大国際化

日本の未来を創造する人材を輩出・教育のデジタル化

大学発スタートアップ創出推進、生成A I を授業で活用

教育の質の向上に向けた環境整備

デジタル活用、新採教員メンター導入、働きやすい職場づくり

誰もが個性を活かし活躍できる社会

Community

あらゆる人が力を発揮できる共生社会

分身ロボット活用、外国人相談体制強化、アライマーク普及

地域のつながりを強化し、コミュニティを活性化

マンション防災、東京みんなでサロン、町会・自治会支援

包括的・分野横断的な支援、多様な居場所の創設

孤独・孤立対策、相談体制充実、自殺総合対策

子供・若者の声に耳を傾け適切にサポート

ヤングケアラー支援、「東京型」不登校特例校、若者の意見聴取

あらゆるバリアが取り除かれた「段差のない社会」

ユニバーサルコミュニケーション普及、アプリ等による障害者サポート

互いの個性を認め合い、多様性を尊重しながら支えあえるインクルーシブシティを目指し、あらゆる人々がその力を最大限発揮し、誰もが輝ける真の共生社会を実現する



インクルーシブシティの実現を通じ、活力にあふれた東京へと発展

東京特有の実情を踏まえた地域のつながりの強化や、区市町村と連携した「居場所」の創出を通じて、人々のつながりや
支え合いの輪を一層拡大

地域の「つながり」を強化

◆ マンションにおける防災意識を向上

- 町会・自治会と合同した防災訓練を実施するマンションに、防災備蓄資器材補助を拡充するなど、「東京とどまるマンション」を対象とした支援を強化
- 町会・自治会の住民とマンション居住者が、合同防災訓練により互いに知りあい共同で活動する機会を創出
- マンション居住世帯を対象に、災害時の出来事を体感できるイベントを実施



◆ 都営住宅を活用したコミュニティ活動の場を創出

- 都営住宅の集会所等を地域交流の場として活用する「東京みんなでサロン」の実施箇所を拡大し、コミュニティを活性化
- 都と協定を締結した大学の学生が都営住宅に入居し、自治会活動に協力する取組を推進し、都営住宅や地域のコミュニティ活動を支援



東京みんなでサロン

◆ 地域コミュニティの中核である町会・自治会の活性化

- 「まちの腕さき掲示板」の対象を都内全域の区市町村へ拡大
- プロボノと協働して町会・自治会の課題を解決する「プロボノプロジェクト」を、「まちの腕さき掲示板」事業に統合し一元化
※プロボノ：仕事を通じて培った経験・スキルを活かして社会貢献活動をする人
- いざという時に助け合える地域コミュニティの構築に向けて、町会・自治会を活性化させるための取組を実施
- 都内全域で地域防災力強化を図っていくため、「地域の底力発展事業助成」における防災活動への助成率を引上げ



◆ ボランティア文化の定着

- 東京ボランティアレガシーネットワークを活用し、若年層含む幅広い層への情報発信や、ユーザー同士の交流の機会を創出する取組等により、裾野拡大や活動継続を推進

誰もが集い、支え合う居場所・Communityが至るところに存在する東京を実現

「みんなの居場所」の創出

◆ 居場所創出に取り組む区市町村を支援

- 多様な「居場所」の創出に全力で取り組む区市町村の先駆的・分野横断的取組をソフト・ハード両面から包括的に支援

中央区 暮らし×多世代交流×地域交流

晴海地域交流センター「はるみらい」における
地域コミュニティ拠点の創出

- 「ふらっと立ち寄れる居場所」をコンセプトに地域コミュニティ拠点をリニューアル
- 地域住民等で構成される運営協議会と連携したイベントなどにより、地域コミュニティの醸成に寄与



多世代交流・地域活動スタジオ（イメージ）

昭島市 子育て×地域交流×環境×防災

水と緑から始まる私たちの
居場所づくりプロジェクト

- 新たな交流拠点施設整備を機会とし、市民の声を活かした「私たちの居場所づくり」を推進
- こどもガーデンを通じた地域交流、施設機能を活かした地域防災イベントを実施



こどもガーデン（イメージ）

利島村 地域交流×若者×高齢者
×まちづくり×デジタル

空き家を活用した島内外の
人材交流拠点整備事業

- 空き家をリノベーションし、「いつでも／誰でも」集合できる場として、コワーキングスペース及びカフェ機能を整備
- 次世代コミュニケーションツールを活用した、他島や島外移住者との新たな交流の実現



リノベーションする空き家

東京都教育振興基本計画

東京都教育ビジョン (第5次)

令和6年3月

 東京都教育委員会



OUR VISION

16 「未来の東京」に生きる子供の姿、東京の目指す教育

◆ 東京の目指す教育 ◆

「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育」

「東京の目指す教育」の実現に向けて、次の3つの「学び」を社会全体で日々実践

子供の意欲を引き出す「学び」

- 子供一人ひとりが、何のために学ぶのか、学んだことがどう役立つのかを実感、理解
- 子供一人ひとりの学習の進捗や興味・関心の度合い、発達の段階等に応じた学びを追求
- 子供一人ひとりの状況を適切に把握し、個に応じた教育を不断に改善



社会全体の力を生かした「学び」

- 学校や教員の力だけで、子供たちの教育をすべて担うという考えではなく、地域や社会の人的・物的資源を積極的に活用
- 子供一人ひとりのおかれた様々な状況に応じて、学校、家庭、地域、区市町村、関係機関等が互いに連携し、社会全体で子供の成長を支援



ICTの活用による「学び」

- ICTを活用して何をどのように学ぶのかという観点から、一人ひとりに最適な学びと協働的な学びのベストミックスを図り、教え方や学び方を改革
- 学習データ等の活用により、エビデンスベースの最適化された学びを提供



I 7

「東京都教育ビジョン（第5次）」の体系

東京の目指す教育の実現に向けて、3本の「柱」、12の「基本的な方針」、30の「今後5か年の施策展開の方向性」に基づき、様々な施策を展開します。

柱	基本的な方針	今後5か年の施策展開の方向性
I 自ら未来を切り拓く力の育成	1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	① これからの社会を生きるために必要な基礎的、基本的な知識・技能の確実な習得 ② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
	2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	③ デジタルトランスフォーメーション（DX）時代を生き抜く人材の育成 ④ 新たな価値の創造に向けた専門的能力・職業実践力の育成 ⑤ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育の推進
	3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	⑥ 異なる言語や文化を乗り越え関係を構築する力、新しい価値を創造する力の育成 ⑦ 豊かな国際感覚を身に付け、世界をけん引していくことができる人材の育成 ⑧ 我が国の伝統・文化等に立脚した広い視野や多様な人々と協働する力の育成
	4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育	⑨ 自分の希望する将来への道がつながっていることを実感できる学びの実現 ⑩ SDGsの理念等を踏まえた持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成
	5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	⑪ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育の充実 ⑫ 他者への思いやりなど、豊かな心を一人ひとりの子供たちに育む教育の推進 ⑬ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育等、健全育成に係る取組の推進
	6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	⑭ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育の推進 ⑮ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育の推進 ⑯ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育の推進

I 7 「東京都教育ビジョン（第5次）」の体系

「東京の目指す教育」の実現に向けた **3** 柱 **12** 方針 **30** 方向性

柱

基本的な方針

今後5か年の施策展開の方向性

II

誰一人取り残さない
きめ細かな教育の充実

7 教育のインクルージョンの推進

- ⑰ 障害のある児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の充実
- ⑱ 柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子供たちが尊重し合いながら学ぶ環境の整備

8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実

- ⑲ 様々な困難を抱える児童・生徒への支援の充実
- ⑳ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットの充実

9 家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進

- ㉑ 学校と家庭・地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動の推進
- ㉒ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動の推進

III

子供たちの学びを支える
教職員・学校の力の強化

10 これからの教育を担う優れた教員の確保・育成

- ㉓ 新たな学びを担う優れた教員の養成・確保
- ㉔ 教員一人ひとりのキャリアに応じた資質・能力の向上
- ㉕ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職の育成

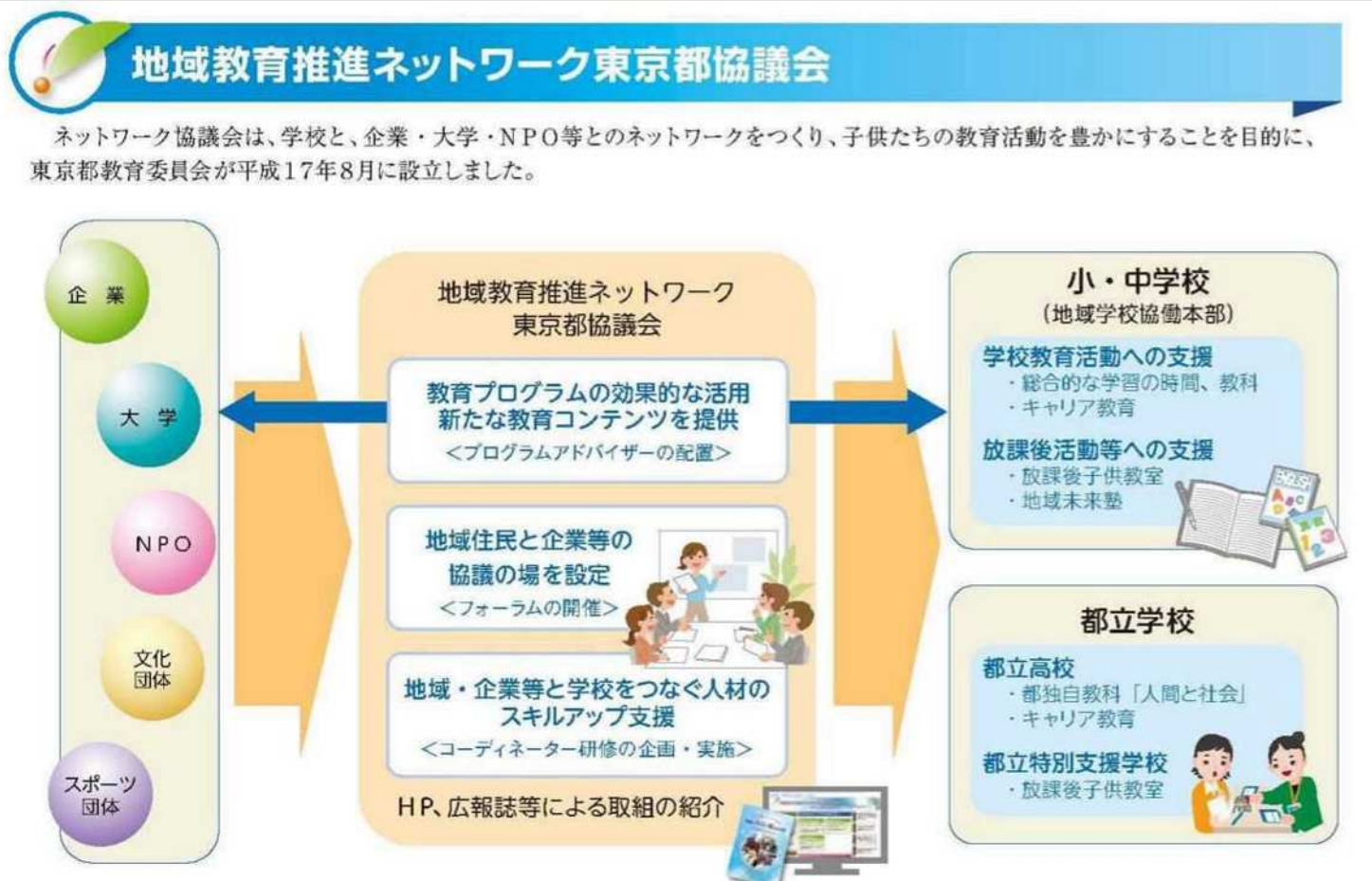
11 学校における働き方改革等の推進

- ㉖ 教員が心身ともに健康に、やりがいを感じながら、職務に取り組める環境の整備
- ㉗ 教員一人ひとりの健康保持の実現
- ㉘ 公益財団法人東京都教育支援機構（TEPRO）との連携による学校支援の充実

12 質の高い教育を支える環境の整備

- ㉙ 質の高い学校教育を支える環境、施設・設備等の整備
- ㉚ 幅広い年代の都民の学習機会の充実

地域教育推進ネットワーク東京都協議会

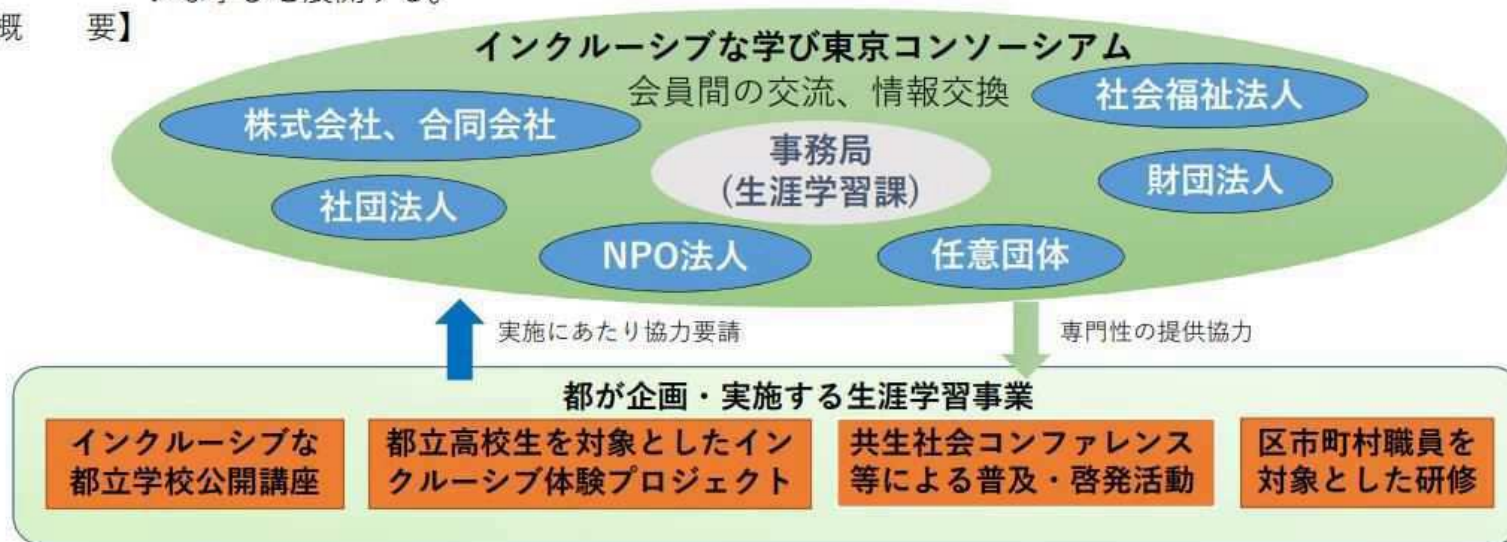


インクルーシブな学び東京コンソーシアムの設立について

【設立目的】東京都教育委員会が企業やNPO等の交流、情報交換の場を提供することで、障害のある人々の生涯にわたる学びを支援するとともに、障害のある人もない人も共に学べる環境づくりに向けた取組を展開し、互いの個性を認め合い、多様性を尊重しながら支えあえるインクルーシブシティの実現を目指す。

更に、コンソーシアムを構成する企業、NPO等が有する専門性を生かして、高校生等を対象とした体験プログラムや学校卒業後の障害者を対象とした生涯学習講座等を都が実施し、インクルーシブな学びを展開する。

【概要】



第13期生涯審における審議の進め方(予定)

〔第2回〕

東京都の地域教育プラットフォームの課題整理(意見交換)

- ・地域教育推進ネットワーク東京都協議会
- ・インクルーシブな学び東京コンソーシアム

〔第3回以降〕

- ・テーマごとの審議
※委員からの提案を予定
- ・これまでの審議の論点整理

6 議事

(2)補助金部会の設置について

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抄）

平成 2 年 6 月 2 9 日
法律第 7 1 号

（都道府県生涯学習審議会）

第十条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
- 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

東京都生涯学習審議会条例

平成4年3月31日

条 例 第 5 5 号

(設置)

第一条 東京における生涯学習の振興に関し、長期的な展望に立って、広い視野から検討するために、東京都に東京都生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第二条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は東京都知事（以下「知事」という。）の諮問による都民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議
- 二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条に規定する東京都が行う社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する事項の調査審議
- 2 審議会は、前項第一号に規定する事項に関し必要と認める事項を教育委員会又は知事に建議することができる。

(平二六条例四一・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

- 2 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第四条 委員は、生涯学習の振興に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が知事と協議して任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が知事と協議して任命する。

(委員等の任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 専門委員の任期は、当該専門の事項に関し調査審議するために必要な期間とする。

- 3 委員又は専門委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第六条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第七条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて、関係行政機関の職員等の出席を求め、意見又は説明を徴することができる。

(専門部会)

第八条 審議会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その議決により専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前二条の規定は、専門部会の運営について準用する。

(平二六条例四一・一部改正)

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

(補則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年条例第四一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(東京都社会教育委員の設置に関する条例の廃止)

2 東京都社会教育委員の設置に関する条例(昭和二十五年東京都条例第十号)は、廃止する。

東京都生涯学習審議会による過去の答申・建議一覧

参考資料3

	答申・建議のタイトル
第1期	これからの社会を展望した東京における生涯学習の総合的な振興方策について（答申） 平成6年6月
第2期	交流・参加型生涯学習のためのネットワークづくり－社会につながる学びの実現（建議） 平成9年10月
第3期	東京における社会参加と生涯学習－都民の地域社会づくりへの参画と生涯学習のあり方－（建議） 平成12年5月
第4期	地域における「新しい公共」を生み出す生涯学習の推進－担い手としての中高年世代への期待－（答申） 平成14年12月
第5期	子ども・若者の「次代を担う力」を育むための教育施策のあり方について－「地域教育プラットフォーム構想を推進するための教育行政の役割」－（答申） 平成17年1月
第6期	東京都におけるこれからの地域教育の具体的方策について－子どもたちによりよい教育環境を提供するために－（建議） 平成18年11月
第7期	乳幼児期からの子供の発達を地域で支えるための教育環境づくりの在り方について（第一次答申） 平成19年12月
	東京都における「地域教育」を振興するための教育行政の在り方について－社会教育行政の役割を中心に－（第二次答申） 平成20年12月
第8期	子供・若者の「社会的・職業的自立」を目指した教育支援の総合的な方策について（建議） 平成24年2月
第9期	今後の教育環境の変化に対応した地域教育の推進方策について－地域教育プラットフォーム構想の新たな展開－（建議） 平成28年2月
第10期	「地域と学校の協働」を推進する方策について－中間のまとめ－ 平成30年2月
	「地域と学校の協働」を推進する方策について（建議） 平成31年2月
第11期	東京都における今後の青少年教育振興の在り方について－ユニバーサルアプローチの視点から－（建議） 令和3年9月
第12期	地域・社会とともにある都立学校を目指して－都立学校公開講座の在り方を中心に－（建議） 令和6年1月

補助金部会の設置について

1 「社会教育関係団体に対する補助金」事業

(1) 目的

社会教育に関する事業を行う団体の事業経費の一部を補助することにより、東京都における社会教育の発展を図る。

(2) 対象団体

補助対象団体は、子供の健全な成長を図るために、家庭の教育力の向上及び地域・社会と学校の連携・協働にかかわる取組を行っている団体

(3) 対象事業

補助対象事業は、家庭の教育力の向上及び地域・社会と学校が連携・協働して、子供を見守り、育てる教育活動を支援・推進する社会教育の事業で、かつ、公益性があり、日本国憲法第 89 条の規定に反しない都内における次のいずれかの事業とする。

- ① 都内全域又は広域にわたって実施する宣伝啓発の事業
- ② 討論会、講演会、展示会等の事業
- ③ その他東京都教育委員会が特に認める事業

2 社会教育関係団体に対する補助金交付に関する根拠法令

社会教育法第 13 条において、以下のように規定

社会教育法第 13 条

国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

東京都生涯学習審議会条例

第二条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は東京都知事（以下「知事」という。）の諮問による都民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議
 - 二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条に規定する東京都が行う社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する事項の調査審議
- 2 審議会は、前項第一号に規定する事項に関し必要と認める事項を教育委員会又は知事に建議することができる。